

平成27年度第5回ボール遊びのできる公園検討委員会会議録

(平成28年3月11日作成)

1 開催日時

平成28年2月9日(火) 15時30分～17時00分

2 開催場所

船橋市役所 研修所 502研修室

3 出席者

- (1) 委員 大野敬三委員 谷藤千香委員 加瀬武正委員 香取政弘委員
平川道雄委員 泉谷清次委員 渡邊千代美委員 松井一彦委員
秋山孝委員 佐藤宏男委員 伊藤敬一委員 三橋亨委員
(12人)
- (2) 事務局 公園緑地課
石神課長補佐、森内副主査、天羽主任主事、荒木主任主事

4 欠席者

岩村彰喜委員 海老原勇委員 川崎敬民委員 原口正人委員
金子公一郎委員 (5人)

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

(1) 船橋市ボール遊びのできる公園検討委員会 報告書(案)について

6 傍聴者数(全部を非公開で行う会議の場合を除く。)

0人

7 決定事項

報告書の作成について

試行公園の実施時期、方法、周知方法などについて

8 議事

○大野会長

それでは、検討委員会を始めていきたいと思います。

本日で5回目を迎えました。今回で最終回ということで、取りまとめたものを見て頂きまして、委員会を進めていきます。

まずは事務局から報告があります。

○事務局

本日は、岩村委員、海老原委員、川崎委員、原口委員、金子委員より欠席する旨の連絡がありました。また、秋山委員より遅れる旨の連絡を受けております。次に本日の傍聴者についてはおりません。

○大野会長

では、第5回の会議に入りたいと思います。本日はとりまとめということになりますので、皆さんのお手元にあります報告書（案）について、検討していただきます。全体の中で、ポイントポイントで区切りをつけながら、皆さんからご意見をいただき、検討していきたいと思います。

では事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

皆様のお手元に、報告書（案）と赤字で修正箇所比較用と書かれている報告書（案）がございます。事前に皆様にお配りしている報告書（案）にページの振り間違いがあり、さらに本日までに事務局で確認の上、修正した箇所を赤字で記入したものが、修正箇所比較用の報告書（案）です。赤字で書かれていない報告書（案）については訂正済みの完成版ということでご承知おきください。

本日は、この修正箇所比較用の報告書（案）で説明させていただきます。

では、目次をご覧ください。いくつか訂正を加えておりますが、これについては各項目でご説明させていただきます。

では1ページをご覧ください。本検討委員会の設置経緯です。2行目で加筆しておりますが、これは「幅広い年齢層は」を「幅広い年齢層の人々は」としました。あとは変更ございません。以上です。

○大野会長

それでは事前に皆様にお配りした資料についてはお読みいただいていると思います。今、赤字で記入しているところが訂正のあったところということです。

この最初の経緯の部分についてはいかがでしょうか。趣旨が足りないとかございますか。

（委員承諾）

また後で気づいた点がございましたら、ご意見ください。では事務局から次の説明をお願いします。

○事務局

では2ページになります。まずは2の委員名簿、そして3として第1回から今回の第5回までの検討委員会の日程、会場の表を記載しました。

○大野会長

ありがとうございます。ここはいいですね。では続けて4の検討委員会の検討内容の概要というところですか。では説明をお願いします。

○事務局

3ページを開いてください。4の検討委員会での検討内容の概要です。

構成としては、第1回の開催については、まず主としてテーマとなったことの記載と、各委員の皆さんから出た主な意見の掲載、そしてこの検討委員会のまとめとなっております。第2回検討委員会以降については、事務局提案がある場合には、その内容も記載しております。

第1回の検討委員会のまとめの2つ目の○のところで「いくつかの公園でボール遊びを実施する」を加筆しております。これは第2回検討委員会で、試行する公園を事務局から提案しておりますが、これは第1回のこの意見を受けての提案ということです。以上です。

○大野会長

では、どのように意見をもらいましょうか。いっぺんに1回から5回まで意見をもらいましょうか。それとも各回で意見をいただきましょうか。

○加瀬委員

各回で意見をいただく形が分かりやすいのではないのでしょうか。

○大野会長

では各回でいきましよう。ではその前に、目次を見て頂きたいのですが、最初になぜこの検討委員会を置いたのか。次に委員名簿がありまして、開催状況がその次に記載されています。そして4番目に、今の検討内容の概要がありまして、最後に検討委員会で決められた結果をまとめたものという全体の構成となっています。

3ページに戻ります。検討委員会の検討内容の概要の5回分がここに記載されてるということです。第1回の検討委員会の中身ですが、ここについてはいかがでしょうか。第1回は皆さんで意見交換をして、現状の内容を確認しました。そして何かやっていけないといけない、簡単にはできませんが、何かしら試行をしていきましようといった話し合いでした。それが1回目の内容であったと記憶しています。いかがでしょうか。特にございませんか。

(委員承諾)

では第2回の検討委員会の内容ですが、これについてはいかがでしょうか。
特に2回目については事務局から5か所でやるという提案がありまして、実施していくにあたっての色々なご意見をいただきました。ここで、実際に試行公園を見てみようということになり、第3回の視察につなげていったということです。赤で訂正が入っているところも含めていかがでしょうか。

(委員承諾)

次に進みます。第3回の検討委員会です。このときは試行公園を現地視察しましたね。ここのご意見というのは各公園で現地視察した際に、それぞれメモを取っていただきまして、それを各公園でまとめて記載したものです。こちらはいかがでしょうか。

(委員承諾)

次に進みましょう。前回の第4回の検討委員会の概要です。この時は第2回、第3回の内容を含めて実際どう試行しようかという話し合いをしました。最終的に本日の報告書(案)の主な内容がこのときに決まったというのが第4回の会議だったと思います。特に何かご意見ございますか。

(委員承諾)

それでは第5回の検討委員会の内容ということになりますが、これは今回提案も含めていろいろあると思いますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局

事務局からの提案といたしましては、船橋市ボール遊びのできる公園検討委員会報告書(案)ということで、第5回のところに1～5、5については(1)から(4)といった内容となっています。

8ページで検討結果の(1)のところで、試行実施内容を記載しています。そして、20ページでは、「実施計画」を「実施体制」と訂正しています。子ども達に対して、公園緑地課と後ほど説明する生きがい福祉事業団が一体となって対応します。また関係団体と連携をしていくことも記載しています。

21ページですが、管理者等を含めた事故対応ですが、万が一試行期間中に事故があった場合について、どのように対応するのか、保険についても記載しています。同じく21ページで(4)実施手順です。

これから試行にあたってどのように進めていくか、そのスケジュールについて表を含めて記載しています。このような概要で報告書（案）を作成し、今回で提案させていただきたいと思います。

○大野会長

ありがとうございました。今回の提案としてはこの報告書（案）となりまして、掻い摘んで説明していただきました。この後また詳しく説明していただきます。そして空欄になっている部分に、今日の皆さんの意見が入り、まとめの文章が入ることとなります。皆さんいかがでしょうか。

（委員承諾）

それでは、検討委員会の検討内容の概要については、このような形となります。次に最も大切な検討結果についてです。（1）から事務局に説明をしてもらいましょう。お願いします。

○事務局

8ページをご覧ください。5の検討結果です。こちらは事務局で精査させていただきまして、訂正させていただいております。

経緯の中でもありましたが、子ども達が公園でボール遊びができるようにするにはどうしたらいいかということで、検証する方法を話し合いまして、その結果、公園の形や広さ、施設の状況が異なる5公園で試行することとしました。

実際に試行することによってどのような遊びを子ども達がするのか、どのようなルールが必要となるのかが見えてくると考えています。公園ごとの運営方法やルールについて、町会・自治会などの関係機関と密に連携をとっていくことはもちろん、参加した子ども達からアンケートをとったり、実際に子供たちに話を聞いたり、その遊びの様子を観察したりしながら、近隣の住民の方、他の利用者の理解を得て試行していければと考えています。

そして数年先には、地域の方々の共通理解を得たうえで、管理者は配置せず、地域の方々の見守りの中で子ども達が自分自身で考えて、公園でボール遊びができることを将来的な目標としたいという検討結果が出されました。

それから次に、試行の概要についてです。試行を実施する公園は、田喜野井公園、夏見台近隣公園の2つの近隣公園と、大穴第2号公園、西船みどり公園、本町4丁目広場公園の3つの街区公園です。

合計5公園で試行していくということです。その期間は、平成28年9月から11月までの3か月間。原則週1回、平日の15時00分から17時30分までのうち約2時間の開催となります。これは第4回検討委員会の際にご説明いたしました、帰宅の放送に合わせて終了するというものです。

また、近隣公園で考えている土曜開催につきましては、10時から12時までのイベント形式で行うことを考えています。

つづきまして、9ページの人の配置と仕事の内容です。まず、実施時間中は市職員と管理者を3人配置し、管理者は見守りや遊具の貸し出し等の物品管理業務を行います。市の職員は運営全般ですが、窓口の役目を担ったり、参加者や他の利用者からアンケートをとったり、子どもの遊んでいる様子をメモにとったりします。

管理業務の委託先としては、公益財団法人船橋市生きがい福祉事業団を考えています。これについては当初、警備委託ということで事務局が提案しておりましたが、委員から参考として、生きがい福祉事業団はどうかのご提案があり、事務局が事業団に事業の概要等を説明したところ、受託できる体制は整っているとの回答を得ることができました。これを受けて、現在は生きがい福祉事業団に委託する方向で考えているところです。

続いて安全措置です。これは委員の皆さんも現地視察をした中でご意見も頂いておりますが、これは施設の状況がそれぞれ異なりますので、移動式ネットやカラーコーンを使用して安全に試行できるようにしていきたいと思えます。

次に周知方法です。23ページをご覧ください。事業実施（スケジュール）です。（1）で関係団体への周知として、町会・自治会長への説明を2月から3月までに行います。2月の上旬から現在までで、試行5公園に関係する町会・自治会長さんへ、事業の説明に回っております。5つの公園のうち4つの公園について説明しておりました、子ども達の遊び場が減少して、ボール遊びができる場がないということに心配されている会長さんもいらっしゃいました。今後も順次説明をしていきたいと考えています。

また、関係する学区の小中学校が20校ほどありまして、こちらについても事業の説明を行っていきます。

○大野会長

ありがとうございます。初めてのことが多く出てきましたので、ここでいったん区切りを入れて、確認していくことにします。まず検討結果ですが、みなさんと話し合った結論として、試行を実施することとなりました。

将来的には子ども達が自分たちでできるような方向に持って行けるようにしましょうということもありました。これでよろしかったでしょうか。皆さんの思いを簡潔にまとめてくれていると思えます。

（委員承諾）

そして試行実施内容に移りますが、まず場所、期日、実施時間。禁止する行為は、その公園ごとに施設条件や状況が変わってくるので、各公園に合わせて考えていきたいと思いますということですがいかがでしょうか。

(委員承諾)

そして人の配置については前回課題となった一つでしたが、ボランティア、もしくはスポーツ推進委員、青少年相談員という話が出た中で、委託ということもありますという話がありました。最終的には、船橋市生きがい福祉事業団に委託しようという提案であります。市の職員とこの生きがい福祉事業団の人達を中心となるということです。ボランティアについても、地元で手伝ってくれる人達がいたらぜひお願いしますということです。この件について、いかがでしょうか。生きがい福祉事業団に委託するとすると、その部分での事故対応については、生きがい福祉事業団が対応するということですか。

○事務局

その部分については21ページをご覧ください。管理者等を含めた事故対応という点です。表に参加者と管理業務の委託先の生きがい福祉事業団、ボランティアの3者について記載しています。生きがい福祉事業団については、現在会員が1,500名ほどいるということですが、シルバー保険に加入しております、会員の方が怪我をした場合の入通院費などの傷害保険や、会員の方の責任によって第三者に怪我をさせたり、物を壊したりといった損害賠償について対応しております。このシルバー保険というのは、第4回検討委員会でご説明した無償のボランティアが対象となる市民活動総合補償制度以上の補償内容となっております。

また、町会・自治会の方々が試行事業にご協力いただけるという場合には事前にお名前などを公園緑地課に連絡いただき、ご登録いただければ、市民活動総合補償制度の対象となり、補償を受けることができるということです。以上です。

○大野会長

事故対応につきましては、委託の職員についてはこういう補償内容、ボランティアとして手伝ってもらえる人にはこういう補償内容ですよということを別項目で示してもらいました。人の配置と仕事内容については、市の職員や生きがい福祉事業団の方々に、管理者としてこの業務をやってもらいますということでここに記載しました。

次の安全措置ですが、今ある施設を変えるということはないので、試行については移動式ネットやカラーコーンを使って対応していきましようということでした。そして周知方法ですが、近隣の人や利用者ならびに関係する団体に細かく、漏れなくというところで手順を示してもらいましたが、人の配置から周知の方法までで、皆さんご意見があったらお願いします。

○三橋委員

よろしいでしょうか。今回の試行でモデル的には市の職員や生きがい福祉事業団が入るということですが、将来的には人の配置について手を引いていくという中で、地域の方々が見学という形でもいいので、なるべく参加していただきたいということ。また、アンケートですが、子ども達だけではなく、協力者や公園の周りに住んでいる方など、いろいろな方々に意見をもらえるといいのではないかと思います。

○大野会長

ありがとうございます。将来のことを考えて、試行の中で地元の方々の参加の方法を工夫をしていくということですね。では試行内容としてはこの内容でよろしいでしょうか。

(委員承諾)

それでは、次に検証すること、留意事項について説明をお願いします。

○事務局

では9ページをご覧ください。9月から11月までの3か月間、週1回、もしくは週2回で火曜日から金曜日の間で試行を実施しまして、その中でどのような年齢層の子ども達がどのようなボール遊びをして、どのエリアからやってくるのか。基本的には子ども達の自由な発想で遊んでもらうのですが、やはり実際に運用していく中で、ルールが必要になってくるだとか、あとは職員と生きがい福祉事業団にお願いする管理者の役割や立ち位置など、様々な観点で検証していこうということで記載しております。

試行については10ページ以降で近隣公園、街区公園でどのように実施していくのか、各公園で具体的にお示しさせていただいております。今後、ボール遊びのできる公園を拡大していくという中で、公園選び等にも関係していくと思われまますので、各公園の試行の中で施設の状況だとか、防球施設の状況も検証の一つとして見て、今後活かせる検証を行っていきたいと思います。

次に留意事項です。予測される危険に対して防止対策を行っていくこと。これについては、道路に面している公園では移動式ネットを設置するという事です。また現場での市、管理者、関係団体との連絡体制をしっかりと構築することです。

○大野会長

ありがとうございました。検証することについて、今まで皆さんで話してきたことをここで文章として記載してもらいました。これから検証していくポイントがここにあると思います。当然事前に様々なことを想定して試行に入りますが、その結果どういう風になるのかというのは、この辺のポイントを踏まえてまとめていくこととなります。留意事項につきましては、これも今までに皆さんからお話しいただいていた内容です。

その次には、各公園の実施内容というのは10ページ以降に記載されています。その後のページをめくっていただきますと、見慣れた表が並んでいます。ここまでを含めた試行実施内容について、改めていかがでしょうか。

○加瀬委員

では、よろしいでしょうか。前回、質問させていただいたかと思いますが、移動式ネットやカラーコーンを収納する倉庫のようなものは設置するという事ですね。それで移動式ネット、防球ネットですが、これはどのようなものであったかを教えてください。

○事務局

移動式ネットは、基本的には長さが10メートルくらいのもので簡単に設置でき、くるくると巻いて収納できるもの。あとは2メートル×2メートルのネットフェンスも候補として考えています。これは公園の形状を見ながら適宜用意していこうと考えています。

ただ、2メートル×2メートルのネットフェンスは大きく、倉庫に入りきらない可能性もあるので、基本的には巻いて収納できるネットフェンスを利用したいと考えています。

○大野会長

よくありますよね。途中途中で何本か柱が入っているものですね。

○加瀬委員

サッカーやキャッチボールとかで、バットは使わないということですか。

○大野会長

前回のお話だと金属バットは使わないで、木のバットについては場所によって、可能性はありうるということでした。

○加瀬委員

ボールが外に出てしまわないようにしないといけないですね。

○佐藤委員

チラシのイメージはどうなっていますか。小学校1年生から中学生までということになりますと、かなり年齢的にも離れていますので、チラシをどのように作るのかということ。

また夏見台近隣公園以外は1000㎡弱ですので、もしたくさんの子ども達が来てしまって、先着ということにはならないと思いますがどうでしょうか。

○事務局

試行の際に子ども達がどのくらい集まってくるかは、想定はできていません。道具の持ち込みについては、制限をしていないので自由にやってもらいますが、もし危ない道具をもちこんだ際には、子ども達とその道具を使ったらどうなるのかということをお話したり、注意をしたりしていきたいと思っています。チラシについては検討委員会でのご意見を参考にしながら、4月以降に作成をして、子ども達はもちろん町会・自治会の皆さんにも配布していきたいと思っています。

○大野会長

ということですが、他に何か意見ございますか。

○伊藤委員

冒頭、この試行にあたりまして、試行途中で現場でいろいろと対応していくこともありますし、必要であると考えています。佐藤委員の話が出ましたチラシの件は、異年齢を対象としていますので、もっと小さい子も遊びに来るでしょうから、どのように周知をするのか。また加瀬委員がご心配されていたボールが外に出てしまう可能性があるということですが、ボール遊びの向きを考えなければならないので、すごく窮屈な面も出てくると思います。

ただ、まずはやってみて、もしたくさん集まってもらえたならば、次の時に地区を限定したり年齢を限定したりと、いったこともありえるのではないかと、ただ、先ほども申し上げましたが、前向きに頑張ってみないということはあると思います。

○大野会長

ありがとうございます。

○加瀬委員

まさに伊藤委員のおっしゃる通りかと思います。子ども達は私たちが想像する以上に何をするか分からないというところがあります。今回はまさに試行なので、実際に遊ばせてみたら、思った以上に上手くいくかもしれないので、この3か月間を試してみても、いろいろまた考えるという形でよいと思います。

○佐藤委員

中学生と小学生と一緒になった場合に、中学生が小学生の面倒を見たり、見守ったりという状況が起きるかもしれません。

○加瀬委員

昔の我々の時代の時のようにガキ大将が中心となって遊ぶといったような形もできればとても良いと思います。

○伊藤委員

鬼ごっこでも「マメ」って言って、年齢に差があっても一緒に遊ぶルールがありましたね。

○大野会長

そういう時代を知っている皆さんだから、一緒に遊ぶために、いろんな工夫が考えられるんですね。でも今はそういうことができない子ども達もいて、怪我をしてしまう場合もある。そういった事で今回の試行では、市や生きがい福祉事業団の方々とで、現場に入る前に打ち合わせをしてもらって、いろんなことを想定してもらいたいと思います。

子ども達が多いというご意見がありましたが、少ないという場合だってあります。子ども達の予定によっては、ほとんど来ないという日もあると思います。この試行にあたっては、ここに書いている検証内容について意見をもらって、まとめていただきたいと思います。

何か他にも検証してもらいたいということはありませんか。

○谷藤委員

検証するということについて、イメージが湧かないところがあるのですが、職員の方が安全の管理をされるということですが2時間ほど、子ども達の遊びを観察するという事なんですか。

○事務局

事務局で考えていたのは、まずは子ども達が帰る時にアンケートを取ることです。ただ子ども達はこの2時間の中で自由に参加し、自由に帰ることになりますので、その中でいろいろな状況があり、ハプニング等もあり、子ども達のアンケートでは出ないような、いい意味で思ってもみなかった状況もあると思います。それを職員がメモ程度に書きとめておいて、全体の状況の雰囲気をまとめ、検証の資料とさせていただこうかと考えています。

○谷藤委員

アンケートも大事ですが、今おっしゃっていた現場の方々のメモが今後のためにはとても重要となってくるかと思っています。

○大野会長

管理者側の見るべき観点を表にして、その観点に沿って見てもらって報告してもらうのがいいのではないのでしょうか。そうして常駐している3、4人が見ってもらうことで、現地の状況をしっかりと捉えてもらえるのではないかと思います。

○谷藤委員

のちのち地域の人たちが関わって見守ってくれるのを見据えて、子ども達だけでなく、通りがかりの人だとか、その公園に関わる人たちすべてに、子ども達のボール遊びに対して、どんな風に印象が変わったかとかも検証に入れていただきたいと思っています。ボランティアなどの協力者にアンケートを取ったお話も出ていましたが、それも踏まえて検証してもらいたいと思っています。

○大野会長

参加者だけでなく、周りの人たちの意見も伺いましょうということで、お願いします。

○加瀬委員

この地域住民の事業に対する協力という点は、我々の自治会連合協議会に加入する5地域の近隣の町会・自治会や住民が一人でも多く、大人の目で子ども達を見てもらうということが大切かと思っています。これについては、この検討委員会から、自治会連合協議会あてに、町会・自治会への協力について書面で依頼してはどうでしょうか。

○事務局

会長と相談して、文書で依頼することを検討したいと思います。

○大野会長

各自治会の説明に回っている中でもいいので、そこは考えていきましょう。他にどうでしょうか。

○松井委員

この検討委員会の立ち上げのきっかけとなったのが「こども未来会議室」ですが、調べればどこの中学校の生徒がこの意見を出したかは確認できると思います。

たとえばその子の在籍する中学校の全校集会で、その子の意見を大人たちが受け止めて、こういう形になったんだということを伝えてもらうとか、子ども達が自分たちのまちについての意見をきちんと発言すれば、ちゃんと返ってくるということをすべての子供たちに教えてあげたいなと思いました。できることならば、市長さんが直接出向いてでも、そういうことをやっていただけたらと思いました。

現地を視察した中で、既存の公園でやるというのは、子ども達に制限する部分も多くなってしまうと思います。まだ、船橋は人口も増えていて、開発行為も行われています。今回の試行の実施結果を踏まえて、ボール遊びができる広場と遊具のエリアを仕切ったり、ボールが飛び出さない高さのネットを設置したりする設計にするといったことを、開発行為の指導の中に盛り込んでもらうことで、今後設置する公園は誰もがボール遊びができるようになるという形に進めていっていただきたいと思います。

○大野会長

ありがとうございます。今の話は検討が必要ですね。市長さんが、というお話も出ましたが、どういう形で、どの程度連絡して子ども達に意見を届けるか。また試行の結果、その地区ごとで、今後いろいろなご意見が出てくるでしょうし、どうやったらボール遊びができるか、どういう公園がいいのかということとは結果として出てくるでしょう。その辺の意見を踏まえて、全ての新しい公園でボール遊びができるようにするかどうかということは、今後の公園行政の中で検討していただく形になるのかなと思います。松井さん、こんな形でよいでしょうか。大変貴重なご意見でいいお話を聞けたと思います。

○渡邊委員

分からない点がありますので質問させてください。試行の5公園ですが、遊具の設置についてはどのようになっているのでしょうか。

なぜかというと、ボール遊びの参加者以外にも見守る方を含めて大人たちもいるでしょうから、見守る中で、遊具を使っての健康づくりにつながればいいのではないかと思います。このような質問を致しました。

○三橋委員

試行の5公園を選んだ際には市内の5地区から大きな近隣公園と、身近な街区公園をバランスよくといった考えで選びました。その時にはボール遊びをするわけですから、広場と遊具のエリアが分かれている公園を選んでいきます。

本町4丁目広場公園は遊具がなく、広場だけというところもあります。ボール遊びができて、他の方々と競合しないような公園を選定しました。

公園での健康づくりについては、その地区によって構成されている年齢層が異なりますので、必ず健康器具が設置されているとは言えませんし、設置できるかどうかは分かりません。その公園の状況を見て判断したいと思います

○渡邊委員

わかりました。

○大野会長

当面、試行の場所は、ボール遊びができるかどうかを考えているということです。他にご意見はございますか。

○三橋委員

10ページの表中の夏季と冬季の表記については、試行する具体的な月を明記したほうがわかりやすいと思います。

○事務局

分りました。他の試行公園もそうですね。

○伊藤委員

同じく表中の用意するボールの種類ですが、キャッチボールとあるのでこれはボールの種類を記載したほうが良いと思います。16ページの西船みどり公園には天然ゴムボールという表記もありますので確認してください。

○事務局

確認して訂正いたします。

○大野会長

他にご意見はございますか。

○泉谷委員

夏見台近隣公園ですが、様々な意見があります。ただ、職員や管理者がいてもらえるということですので、近隣の方々にも理解が得られるのではないかと思います。

○大野会長

ありがとうございます。他に意見がないようですので、次に実施体制、管理者等を含めた事故対応、実施手順について事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは20ページをご覧ください。実施体制についてご説明します。ボール遊びの試行事業ですが、検討委員会でもいろいろな団体のお話が出ましたので、かなり広い意味での関係者を網羅していると思います。公園緑地課は運営全般、委託先の生きがい福祉事業団は準備や後片付けと見守りをお願いして参加者に対応するという事です。右に移りまして関係団体ということで町会・自治会、小中学校・その他の団体ですが、こちらの団体とも連携をとりながら試行を実施していきたいということです。

次に先ほども触れましたが、21ページの管理者等を含めた事故対応ですが、事故発生時の対応と補償のことについてです。事故が発生した際には現場の市の職員が中心となって、まずは怪我人の応急手当て、怪我の度合いに応じて救急車の手配をします。そして次に公園緑地課に報告の上、関係課と協議して、その指示のもと、現場で適切に対応するという事です。補償については表をご覧ください。

続いて実施手順です。既に2月に実施していることも含めてのスケジュールです。

1番目は町会・自治会、小中学校に説明し、協力要請をします。

2番目として4月からはイベント協力団体の募集。船橋をホームタウンとしているプロバスケットボールチームの千葉ジェッツやラグビーチームのクボタスピアーズ、そして地元でニュースポーツの普及などを行っているレクリエーション協会などに働き掛けてはどうかということで4月以降に探していこうと考えております。

3番目として9月からの試行の準備として、実施体制の構築、町会・自治会や小中学校をはじめとした関係団体と調整、倉庫などの備品の準備、周辺の皆さんや利用者にはPRするためのチラシ、看板を作成します。

4番目としては作成したチラシを協力団体、町会・自治会、子ども達に配布します。

そして、5番目に9月から11月まで実施してアンケートやヒアリングを行っていくということです。最後に6番目として試行状況についてまとめ、試行の検証をし、平成29年4月以降に継続していけるのか、公園の中でどのようなルールを定めていくのか、ということを考えていきたいと思います。23ページについては全体のスケジュールを表にまとめております。以上です。

○大野会長

ありがとうございました。(2)(3)(4)についてこのようにまとめて説明がありました。皆さんいかがでしょうか。試行までには時間がありますので、その間にもお気づきの点がございましたら、事務局までお知らせください。

ここで最後に、皆さんから意見で、今後進めるにあたり、これについてはやっておいてもらいたい、ということをお自身が感じた部分をまとめてみましたのでお話しさせていただきます。

まずは、説明の時に地域の方々に普段から見守りをきちっとしてもらえようようにお話をしてくださいということです。同じ様に、検証結果を見ていくのに、単に参加者と管理者だけでなく、やはり地域の人たちにも様子を見ていただいて、意見を聞いていくことが大事だということです。

それからこの試行を進めていく中で、この事業がどうして始まったのかをはっきりと子ども達に伝えていくことが大事であると思います。「こども未来会議室」という場で出た子ども達の意見を市が真剣に考えて、取り入れたということです。

そして実施にあたって、それぞれの公園で状況が違うので、まったく同じルールではないということです。この公園はこういう状況だから、こういうやり方で、こんな注意事項があり、皆さんにこの点は注意して使ってほしいということを各公園で詰めていってもらいたいと思います。

そして最後に、何かあったときには市や管理者と連絡をとれるように、関係機関に配布するものには、各関係機関の連絡先が入った、また救急体制で何かあったら必要な連絡先はここですといったものが入っているものを配って説明をしてもらう必要があると感じております。

以上のようなことをお願いしたいと思っています。

他に何かご意見ありますでしょうか。

○秋山委員

22ページにできるだけ多くの子ども達に、来てもらうための周知をといるところで、チラシを撒くということがありましたけれども、学校といたしましてはチラシを撒くだけでなく、学校の先生からもこの検討委員会の意義について一言添えてもらって、子ども達に配っていききたいと思います。

○大野会長

みんなの意見が取り入れられて、動き始めたんだよということを先生から添えてもらうことで、だいぶ意識が変わると思います。

○香取委員

近隣住民への理解ですが説明会をやるということだったのでしょうか。それとも説明会の前に合意を取り付けてもらうものなののでしょうか。

○事務局

基本的には、試行公園周辺の町会・自治会長の方々に説明をしているところで、会長さんとは連携を密に取っていきたいと考えています。ただまだ合意をどの時点でということは会長さんとはお話ししていません。

今後会長さんが4月に変わられるところが多いということで、新会長さんには説明を改めてしたうえで、総会に伺って了承を得るのかどうかなど、チラシを持って説明しながら相談していきたいと考えています。

○香取委員

町会・自治会に住民が100%加入していれば今のお話でいいんですが、そうではない人がたくさんいる中で、自治会連合協議会としては、自治会に加入していない方にはどう理解を得ていくのか。公園を中心に半径数kmの範囲でポスティングをする必要があるのかとか、いろんなことを考えないと、何か起きた時に心配があります。

あと、チラシについて、5つの公園ごとに公園に特徴があるからチラシは異なるということによろしいですか。

○大野会長

基本的には同じ内容ですが、注意事項ややり方はそれぞれの公園で違ってくるとい事でしたよね。

○事務局

はいそうです。

○香取委員

あと、イベントについては今回初めて出てきたように感じますが。

○三橋委員

募集という点については初めてかもしれませんが、月1回近隣公園でイベントをやっているという点については最初から出ていたと思います。

○香取委員

分りました。それで千葉ジェッツとクボタスピアーズということなんですか。

○事務局

事務局提案ということです。その他にレクリエーション協会はどうかということですか。

○香取委員

その受付は公園緑地課ということでよろしいでしょうか。

○事務局

そうです。ただ事務局としては受付というスタンスではなく、こちらから働き掛けて参加してもらえるように話をしていきたいと考えています。

○香取委員

分りました。

○大野会長

他にございますか。

○松井委員

見守りに行った時に、市や管理者が付ける腕章などの用意はしますか。今、いろいろと犯罪があるので、そういった目印のようなものを付けておくといいと思います。

○事務局

公園で見守る市の職員や管理者については統一した、目立つものを用意しようと考えています。

○佐藤委員

20ページに関係団体というものが書いてあって、体育協会とあるのですが、体育協会には了解済みですか。ここで委員として参加している団体はいいのですが、その他の団体については了解がいます。お話すれば協力できる範囲でということになると思います。

○大野会長

体育協会の方が参加されていないので、掲載にあたっては注意してください。

○香取委員

スポーツと健康を推進する会が入っていないですね。

○佐藤委員

その他にも関係する団体は出てくるでしょうから、その他としてはいかがでしょうか。

○事務局

承知いたしました。

○大野会長

ありがとうございました。他になければ、これをもちまして全ての予定を終了となりますがよろしいでしょうか。

(委員承諾)

では事務局から連絡事項がありますのでよろしく願いいたします。

○事務局

お疲れ様でした。今回の意見を取りまとめまして会議録を作成したのち、報告書(案)を作らせていただきます。後日各委員の皆様にご郵送いたしますので、ご確認をよろしく願いいたします。以上です。

○大野会長

では、そういった形で進めていただくということでよろしいですね。

(委員承諾)

ご苦労さまでした。では以上で第5回を終了いたします。ここで公園を所管している伊藤委員より最後に一言もらえますか。

○伊藤委員

では少しかお時間をいただきます。委員の皆様におかれましては1年間お疲れ様でございました。この検討委員会に多大なるご尽力をいただきましたことについて、改めて御礼を申し上げます。今回の検討結果として試行のための方針をいただけましたので、来年度は私もこのことを常に念頭に置き、事務局にしっかりと理解を深めてもらって、試行を進めてまいりたいと思います。

また最後をお願いですが、実際に試行してみますといろいろなご意見が出て

まいります。事務局のほうで、皆様のご意見を反映した形で調整していきませんが、皆様のお耳にいろいろな情報が入ってくると思います。その際にはぜひアドバイスということで頂戴できればと考えております。

今後ともよろしく願います。ありがとうございました。

○大野会長

ありがとうございました。皆様のおかげをもちまして無事ここまでたどり着くことができました。本当に適宜、的確なご意見を頂戴し、報告書に反映することができたと思っています。まだまだ気が付かれるところがあると思いますのでその際には事務局へお伝えください。

ただ、まるっきり違う内容が出てきた場合には私と事務局で話をさせていただいて、どうするかは私に多少お任せいただければと思います。皆様にお計りしないといけない内容であればお知らせしますし、ある程度の範囲でできるということであれば、私の判断でまとめさせていただくということでご了承をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員承諾、拍手)

ではそういうことでありがとうございました。

9 資料・特記事項

(1) 資料

- ・報告書（案）
- ・報告書（案）（修正箇所比較用）

(2) 特記事項

なし

10 問い合わせ先

建設局都市整備部公園緑地課管理係

☎ 047-436-2555